

2025年1月10日（金） 18:45
愛知県特定家畜伝染病防疫部会
農業水産局畜産課家畜防疫対策室
家畜衛生グループ
担 当 草野、吉岡
内 線 3703、3704
ダイヤル 052-954-6424

愛知県内の採卵鶏農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ 疑似患畜（2例目）に係る殺処分終了について

常滑市の採卵鶏農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（2例目）における殺処分が、下記のとおり終了しましたのでお知らせします。

記

1 殺処分の開始

1月6日（月）午前8時

2 殺処分の終了

1月10日（金）午後4時

3 殺処分羽数

123, 024羽

4 今後の予定

- (1) 埋却処理、汚染物品の処理、家きん舎等の消毒の終了をもって、防疫措置を完了。
- (2) 移動制限区域に本県1例目、3例目、4例目及び5例目の農場があるため、2例目を含む5つの農場の防疫措置完了後、10日が経過した後に移動制限区域内（3km圏内の区域）の農場に対する清浄性確認検査及び搬出制限区域内（3～10km圏内の区域）の農場に対する搬出制限解除検査を実施し、陰性が確認された場合、搬出制限区域を解除。
- (3) 1例目から5例目の防疫措置完了後、21日が経過した後に移動制限区域を解除。
- (4) 1例目から5例目の防疫措置完了後、28日が経過した後に、監視強化区域（移動制限及び搬出制限を解除した後の10km圏内の区域で、生きた家きん、卵等について、持ち出し制限はないが、監視を強化する区域）内の農場に対する監視強化区域解除検査を実施し、陰性が確認された場合、監視強化区域を解除。

※（2）、（3）、（4）ともに国と協議の上、解除します。

※ 2例目にかかる次回の報告については、防疫措置完了時とさせていただきます。